

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十一号

#### 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「風致地区」の下に「（二以上の市町の区域にわたるものに限る。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項中「福山市」を「市」に改め、同項第七号中「堆積」を「堆積」に、同条第二項第六号ハ中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同項第十一号の二及び第十二号ロ（五）中「堆積」を「堆積」に改める。

第三条第一項中「福山市」を「市」に改め、同条第二項第十九号中「勾配」を「勾配」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日以後、市が当該市に係る風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）で定める基準に従った条例を制定施行するまでの間は、当該市における都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条第一項の規定による規制については、なお従前の例による。この場合において、この条例による改正前の第二条第一項中「知事（福山市の区域内にあつては、その長。以下同じ。）」とあるのは「市長」と、第三条から第六条までの規定中「知事」とあるのは「市長」とする。